

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見）

学校人事課

## 1 概要

平成31年第2回沖縄県議会に知事が提出した議案「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、平成31年2月4日に「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定に基づき、県議会議長からも当該議案に対する意見を求められたことから、同様に教育長による臨時代理で意見を申し出た。

## 2 「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」案の概要

「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」案は、市町村立学校教職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定権限を、新たに協議が整った市町村教育委員会へ移譲する議案

### 【改正案の内容】

沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成24年沖縄県条例第41号）第2条の市町村欄に、「大宜味村 南大東村 北大東村」を加える。

※施行日 平成31年8月1日

### 【参考】

#### 1 権限移譲の流れ



※学校事務職員が諸手当認定の事務処理を行う。

#### 2 権限移譲済み市町村（国頭、中頭、那覇、島尻、宮古及び八重山地区）

那覇市 宜野湾市 石垣市 浦添市 名護市 糸満市 沖縄市 豊見城市 うるま市 宮古島市 南城市 国頭村 東村 今帰仁村 本部町 恩納村 宜野座村 金武町 読谷村 嘉手納町 北谷町 北中城村 中城村 西原町 与那原町 南風原町 渡嘉敷村 座間味村 粟国村 渡名喜村 久米島町 八重瀬町

計32市町村

## 3 臨時代理した意見の内容

議案「沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、諸手当に関する認定権限を協議の整った市町村教育委員会へ移譲するものであることから、知事及び県議会議長へ異議がない旨を回答した。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(条例による事務処理の特例)

第五十五条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の教育委員会が管理し及び執行するものとする。

2 前項の条例を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該都道府県委員会の権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定による協議を受けたときは、当該市町村委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて当該協議に応じなければならない。ただし、第二十三条第一項の条例の定めるところにより、当該市町村委員会が、当該市町村が処理し又は処理することとする事務の全てを管理し、及び執行しない場合は、この限りでない。

4 都道府県の議会は、第一項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該都道府県委員会の意見を聴かなければならぬ。

5 第一項の規定により都道府県委員会の権限に属する事務（都道府県の教育委員会規則に基づくものに限る。）の一部を市町村が処理し又は処理することとする場合であつて、同項の条例の定めるところにより教育委員会規則に委任して当該事務の範囲を定める場合には、都道府県委員会は、当該教育委員会規則を制定し又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該事務を処理し又は処理することとなる市町村委員会に協議しなければならない。この場合において、当該事務が第二十三条第一項の条例の定めるところにより当該市町村の長が処理し又は処理することとなるものであるときは、当該協議を受けた市町村委員会は、当該市町村長に通知するとともに、その意見を踏まえて当該協議に応じなければならない。